

企業年金事務運営のDXについて

年金信託部 管理グループ

1. はじめに(DXについて)

デジタル社会実現に向けた動きが加速しています。2021年9月には、日本のデジタル社会実現の司令塔としての役割を担うデジタル庁が発足し、2022年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の添付資料において、「国民の幸福を何よりも優先し、国や地方公共団体、民間事業者などと連携して社会全体のデジタル化を推進する取り組みを牽引していく」との理念を表明しており、今後、その流れは更に加速していくものと考えられます。

そのデジタル社会実現を目指すうえで注目されているキーワード「DX(Digital Transformation)」について、改めて定義を確認いたします。

経済産業省が2018年に公表した「DX推進ガイドライン」では、DXを「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しています。つまり、DXは、単なるデジタル化・デジタル技術の活用だけでなく、それを起点としてビジネス形態や業務プロセスを「変革=Transformation」することが重要であるとしています。

また、前述の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中では、「誰一人取り残さないデジタル社会の実現」を理念・原則として掲げており、その重点計画の概要説明資料において、デジタル手続法(2019年5月31日公布)に掲げられた行政サービスのオンライン化の実施に関する基本原則である、「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」(いわゆる『デジタル三原則』)が、改めて示されました。

「デジタルファースト」とは、個々の手続きやサービスについて、最初から最後まで一貫してデジタルで完結できる社会を構築す

ること、「ワンスオンリー」は、一度提出した情報の再提出を不要とすること、そして、「コネクテッド・ワンストップ」は、行政手続きのみならず、民間サービスも含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現することです。このように、デジタル三原則のもと、官民一体となってDXが着実に推進されようとしています。

一方、企業年金分野について考えた場合、これまで、どちらかといえば、業務プロセスが変わらないことを重要視する風潮がありました。しかし、コロナ禍を契機として、プロセスの変革が必要との認識が強まっており、更に今後は、ステークホルダー(受給者・事業主等)の利便性向上の観点からの変革が求められることが予想されます。

次項からは、年金分野におけるDXの取組みと、今後、企業年金として目指す方向性などを考えてまいります。

2. 公的年金におけるDX

まずは公的年金におけるDXの現状を整理します。

公的年金については、将来の給付内容や保険料負担は現役世代からも関心の寄せられるところですが、実際の受給手続きはまだ先であることから、「手続面・サービス面」への関心は相対的に低いというのが実態であり、そのDXの状況は、広く知られてはいません。

しかし、日本年金機構では主にマイナンバーやマイナポータルを活用した情報連携によって、デジタル三原則に基づくDXの実現を年々進めており【図表1】、年金受給者やその家族、被保険者に至るまで、利便性が向上しています。

加えて2022年1月に、公的年金等の源泉徴収票に関するマイナポータル連携が開始され、2023年1月からの確定申告では、国税庁のe-TAXに公的年金等の源泉徴収票の内容が自動入力されるようになっていきます(各種共済年金についても同様の対応が実施されます)。

【図表1】日本年金機構におけるDXの進展

実施時期	実施内容
2006年10月	郵送での現況届提出の省略(住民票コードを用いて住基ネットでは本人の生存確認ができた場合に限り)
2017年1月	マイナンバーの利用による、年金相談や照会における基礎年金番号の省略
2018年3月	マイナンバーを活用した情報連携による、年金受給者の住所・氏名等変更等の諸変更届省略
2018年11月	マイナポータルから「ねんきんネット」へのアクセス開始
2019年7月	マイナンバーを活用した情報連携による、裁定請求書に添付する書類(住民票の写し、所得証明書)の省略

(2023年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。

いよいよ、年金の受給者がDXを実感できるところまで利便性向上は進展しているのです。

3. 企業年金におけるDX(主に確定給付型年金制度)

(1) 企業年金の状況

では、企業年金におけるDXの状況はどうでしょうか。DB法のとおり、企業年金は、受給者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする公共性を持った年金制度です。そのため、公的年金と同じく、災害等が発生したとしても、給付を継続しなければならない使命を帯びています。また、年金受給者や裁定請求者への利便性向上も使命であるといえます。

法令上企業年金におけるマイナンバーの利活用には制限があること、また企業年金の運営は、それぞれの企業単位で分かれていることもあり、大掛かりなDX対応が困難であるということも現実です。しかしながら、公的年金のDXの進展状況を勘案すると、それに可能な限り近づき、サービスレベルを向上していくことが期待されるのではないのでしょうか。

(2) 企業年金の課題 その1 事務フロー

現在の企業年金の事務フローでは、ほとんどの局面で紙が使用されています。

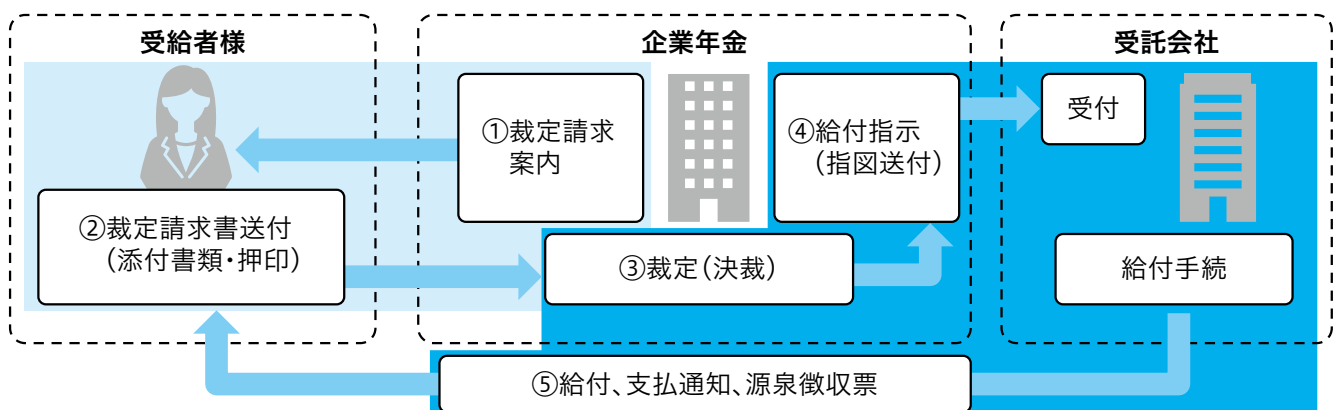
例えば、裁定請求は紙で受給者とやり取りが行われ、本人が署名捺印を行います。また、生年月日の確認も、住民票の写しや運転免許証(コピー)等を紙で提出しています。

加えて、公的年金との大きな相違点として、退職所得となる一時金給付が発生し、退職所得の受給に関する申告書の取扱いが不可欠であることがあげられます。退職所得の受給に関する申告書は、最近まで(※)押印や自署が必要とされていたこと、また個人番号の記入欄があることから、どうしても紙に頼る事務運営とならざるを得なかったという背景もあります。

(※)2021年4月以降は法令改正により、押印・自署共に不要となりましたので、DXに向けたハードルが少し下がったと捉えられます。

しかしこれからは、デジタル三原則の観点で、裁定請求から給付に至るまでのすべてのプロセスをデジタルで一貫して完結する事務フローの検討と、それを実現するシステムの構築が必要

【図表2】 裁定業務イメージ(II型業務委託形態の場合)



(2023年3月作成)

本資料は、作成時点において三井住友信託銀行が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性、確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいようお願い申し上げます。

となってまいります。また、公共サービスとしての性格を勘案すると、災害等の有事においても業務を継続するためにも、紙中心の業務から脱却し、デジタル化を推進していかねばなりません。

(3) 企業年金の課題 その2 受給者サービス

次に、裁定請求等を受給者からの視点で確認します。裁定請求においては、「生年月日を証する書類」の提出が必要でしたが、2020年12月28日付DB法施行規則の改正により、企業年金連合会に委託して入手したJ-LIS情報(※)により生年月日が確認できた場合には、書類の提出が不要とされました。既に紙以外の方法が認められています。

また、退職所得の受給に関する申告書についても、押印が不要、自署である必要も無いことや、受給者から電磁的方法で受領することも可能となっています(ただし、技術的安全管理措置への対応が必須で、実施のハードルは高い点は注意が必要です)。つまり、法令面では裁定手続きに関する添付書類について、ほとんど紙以外で代替が可能となっています。

一方で、企業年金側から受給者に対する交付書類として、所得税関係法令により、公的年金等の源泉徴収票や年金等の支払通知の交付が義務付けられています。企業年金でも、日本年金機構のようにマイナポータルによる連携を行うことができますが、現時点では、紙に印刷した源泉徴収票の郵送が殆どであり、今後対応を検討していく必要があります。

(※)J-LIS情報…2014年4月に設立された地方公共団体情報システム機構(通称J-LIS)が保有する、住民基本台帳情報。企業年金は、企業年金連合会に委託することで、加入者等の氏名・性別・生年月日・住所・生死情報に加え、マイナンバーを収集することが可能。

4. 企業年金における今後の展望

(1) デジタル化の視点

企業年金の課題を踏まえ、今後目指すべき姿について裁定業務を例に考えてみます。裁定業務は、大きく分類しますと次の5つの工程で成り立っていますが、この全ての工程をDXにより一貫して行うことを検討してみます【図表2】。

- ① 裁定請求案内(企業年金→受給者)
- ② 裁定請求(受給者→企業年金)
- ③ 裁定(企業年金)
- ④ 給付指示(企業年金→受託会社)
- ⑤ 給付、支払通知や源泉徴収票(企業年金または受託会社→受給者)

最初に、③以降の工程について考えてみますと、まさに受託機関の管理システムそのものであり、その部分のデジタル化を推進することとほぼ同義です。弊社においても、従前から実装する給付額計算機能および指図書作成機能を活用することで、③及び④をペーパーレス化・デジタル化することが可能と考えており、システム開発を検討しています。また、⑤のうち紙で対応している源泉徴収票の送付は、日本年金機構が実施するマイナポータルによる連携と同様、マイナポータルによる送信を検討することも可能です。つまり③から⑤の工程は、システム開発を推進していくことでDXの実現が近づくものと考えております。

しかし、①と②の2つの工程、これはいずれも企業年金と受給者を結ぶ工程ですが、「個人情報の受渡が発生すること」「受給者の本人認証を確実にを行うこと」を十分考慮していく必要があります。なお、最近では、マイナポータルと民間送達サービスを利用することによる本人認証の実績が積み上がりつつあり、仕組みとして普遍性にも優れていますので、これらを利活用しつつ、いかに、①から②、そして③に繋げていくことができるかが鍵になってくると考えられます。

(2) J-LISを活用したデジタル化

併せて、現時点で可能なデジタル化を積極的に推進していくことも重要です。特に、企業年金連合会を経由して入手することができるJ-LIS情報の活用により、企業年金事務フローの簡素化と、受給者にとっての利便性向上の両方を推進することが可能です。

- 現在、企業年金は、主に
- (ア) 受給者のマイナンバー収集
 - (イ) 受給者の住所確認
 - (ウ) 受給者の生年月日確認
 - (エ) 受給者の現況確認

【図表3】 J-LIS情報の活用によるメリット

J-LIS情報の活用	企業年金のメリット	受給者のメリット
(ア) 受給者のマイナンバー収集	マイナンバーの収集作業が容易 本人確認・番号確認書類廃棄処理の簡素化	本人確認・番号確認書類の提出が不要となり、書類送付負担が削減
(イ) 受給者の住所確認	最新住所の把握が可能。書類を確実に案内することで、未請求者増加リスクが削減	裁定請求を失念するリスクが削減
(ウ) 受給者の生年月日確認	添付書類が減少するため、未請求者増加リスクが削減	住民票の写しを請求するコストおよび書類送付負担が削減
(エ) 受給者の現況確認	現況確認フローの簡素化による事務効率化	現況届送付送付負担(作業負荷・郵送コスト)が削減

の各業務でJ-LIS情報を活用することが可能であり、それぞれ大きなメリットがあります【図表3】。このように、現時点で利用できるデジタル化アイテムを確実に取り入れ、来る本格的なデジタル化対応、DXに備えておく検討も必要です。

5. まとめ

企業年金事務運営においても、デジタル化を通じて、業務プロセスを変革し、業務効率化や顧客(事業主や受給者)の利便性向上が求められることが予想されます。加えて、受給者の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、正確にかつ、継続的な業務運営を行う上でDXはこれまで以上に重要になると考えられます。

課題として記載しましたとおり、事務フローで多く使用される紙の存在がDXの阻害要因となっておりますが、現時点で実施可能なデジタル化を一つ一つ取り入れ、事務フローでの紙の出現を極力削減していくことが望まれます。

なお、弊社では、企業年金のお客さまのDXの達成には受託機関の果たす役割は重要である、との認識のもと、まずは対応可能なところからの変革を目指しております。

2022年9月より、セキュアな環境のファイル共有サービスであるクリプト便を利用した、指図書をペーパーレスで受領する取扱いを開始いたしました。ご利用いただいているお客さまからは、郵送の手間を省くことによる事務フロー変革の一助や、郵送コスト削減に繋がるとして、ご好評いただいております。

今後さらに、年金管理ネットサービスでの指図書作成機能の拡充によるペーパーレス化に取り組む等、お客さまにおける事務フローのDXに繋がる対応を継続してまいります。

以上